

外国人観光客向けプロモーション事業（東アジアに対するプロモーション事業
「海外国際観光展等での PR 事業」）業務委託
企画提案募集要領

- 千葉県への訪日個人旅行の促進増大を図るため、成田空港から直行便が就航する台湾の高雄にて、平成 30 年 4 月に行われる高雄国際旅行博（K T F）に出展し千葉県 P R を行い、消費者の需要喚起を図る事業を実施します。併せて、千葉県が実施するバスツアー支援事業や教育旅行誘致を現地旅行会社にプロモーションするセールスコールを実施します。
- 千葉県への旅行商品造成促進のため、高雄市内の旅行会社を対象とし、千葉県内の観光事業者等が参加する千葉県主催のセミナー及び商談会を開催する事業を実施します。併せて、県内事業者がより密に高雄市内旅行者との商談ができるよう、セールスコールを実施します。

1 業務名

外国人観光客向けプロモーション事業
（東アジアに対するプロモーション事業「海外国際観光展等での PR 事業」）

2 委託事業内容

別紙、委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりです。

3 応募資格

次のいずれの要件も満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30 年度千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了までの間に、千葉県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 旅行業法に定める旅行業の登録を有すること。或いは、旅行者と協調して事業を行うことができること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又は同条第 6 号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者ではないこと。
- (7) その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- (8) 選考委員会の委員でないこと。
- (9) 選考委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及

びその他の組織でないこと。

4 企画提案書の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書 (A4 縦、横書き、左綴じ)

イ 表紙には宛名として「千葉県知事」、タイトルとして「外国人観光客向けプロモーション事業 (東アジアに対するプロモーション事業「海外国際観光展等での PR 事業」) 企画提案書」と記載するとともに、提出年月日及び団体名を記載してください。(併せて正本には「社印及び代表者印」を押印すること。)

(2) 提案書の記載事項

企画提案書は、日本語での記述により以下の事項を盛り込んで下さい。

ア 団体概要 (直近の営業報告書及び定款を添付してください。)

イ 国または、地方公共団体における同種又は類似業務の受託実績 (概ね 3 年以内)

ウ 本業務に対する取組体制 (人員等)

エ 提案内容の説明

仕様書の内容に基づき、以下の項目を含めながら説明してください。

(ア) 業務実施スケジュール (契約から業務終了までの全スケジュール)

(イ) 事業の運営体制と人員配置

(ウ) 旅行博出展に係るブース造作及び運営体制と人員配置

(エ) 出展後の商品造成調査等のフォローアップ体制

(オ) 成果分析等フォローアップの内容・方針

(カ) 本業務を効果的に実施するための独自提案等 (必須)

オ 見積額及びその内訳

5 提出方法

(1) 千葉県商工労働部観光誘致促進課へ持参または郵送

※FAX、メールは不可。郵送の場合は必着とします。

(2) 提出数は正 1 部、副本 9 部 (ただし、営業報告書及び定款は 1 部)

(3) 正本の表紙には、社印・代表者印を押印ください。

(4) 企画競争に参加する場合は、企画競争参加の意向を、様式 1『応募申請書』により FAX またはメールにてお知らせください。

(5) 本件の質問については、FAX 又はメールで下記の期間内に限り受け付けます。質問の回答は、応募申請された方全員へ FAX 又はメールによりお送りいたします。

ア 応募申請書提出期限 平成 30 年 3 月 8 日 (木) 午後 3 時必着

イ 質問受付期限 平成 30 年 3 月 8 日 (木) 午後 5 時必着

※ 回答は平成 30 年 3 月 9 日 (金) までに行います。

メールアドレス：tourism@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 番号:043-225-7345

ウ 企画提案書提出期限 平成 30 年 3 月 12 日 (月) 午前 11 時必着

6 審査・選考方法

- (1) 提案書及びプレゼンテーション（必要に応じて実施）による審査とします。選考委員会にて、最高点を獲得した1団体を委託先候補に選定します。
- (2) 選考委員会による審査を、平成30年3月中旬に実施する予定です。詳細については、企画提案者に別途連絡いたします。
- (3) 審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価し選定します。

項目	審査基準
業務内容の理解	事業内容をよく理解し、県の要請を満たしているか。
類似業務の経験	過去に同様の事業実績があるか。
組織の実施能力	業務遂行可能な人員が確保されているか。 商品造成等まで確実に確認できる体制になっているか。 現地で効果的な千葉県PRと商談会が実施できる体制になっているか。
管理体制	管理者の経験・知見は十分か。
事業効果	事業目的達成への計画性、実現性等、将来の誘客効果が期待できる提案か。的確かつ具体的な提案か。
企画の独創性	企画は独創的であり、効果的なものか。
経費の合理性	見積額は適正か。また、費用に対する効果が期待できるか。

- (4) 審査結果は、応募者全員に郵送で通知します。

7 委託契約

選考により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、審査の結果を経た後、事業実施に係る委託契約を締結します。

本業務は、平成30年2月定例県議会における平成30年度当初予算の成立を前提に企画提案を募集するものであり、成立しない場合には効力を発しません。
また、効力を発しない場合において、当該募集に係る経費について、県は補償を行いません。

- (1) 契約期間 契約日から平成30年10月31日（水）まで
- (2) 契約に係る主な留意事項
 - ア 契約は企画提案書を基に、協議のうえ、最終的な業務委託の仕様を決定します。
 - イ 委託契約の対象経費は、事業実施に直接必要となる経費で、事業終了後の業務完了報告書等の作成経費を含みます。
 - ウ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金が必要です。ただし、同条項第2項第1号から第7号に該当する

場合には、契約保証金が免除される場合があります。

(3) 委託料

委託料は、消費税及び地方消費税込みで 4,223,650 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、企画提案がなされたものはすべて委託料に含むものとします。

8 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格が無い者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人をしたとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (7) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 提案内容が、千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあることが判明したとき。
- (9) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (10) 提案内容が、特定の団体や個人等を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (11) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

9 その他

- (1) 応募資格を有しない者の企画提案書、記載内容に不備がある企画提案書等不適切と判断されるものは受理しません。
- (2) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとします。
- (3) 提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された提案書及び添付書類は返却できません。
- (5) 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に基づき開示する場合があります。
- (6) 受理された提案書は、本業務以外に使用することはありません。
- (7) 提案書に虚偽の記載が認められた場合には、当該提案書を無効とします。
また、採用後にその事実が発覚した場合には、採用を取りやめる場合があります。
- (8) 採用された場合には、本県と十分協議を行いながら業務を遂行するものとします。
なお、採用された提案書の内容については、変更・修正する場合があります。
また、協議により本県より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものと

します。

- (9) 本契約により製作された制作物の著作権は千葉県に帰属します。
- (10) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

※ その他不明な点がありましたら担当までご連絡ください。

千葉県商工労働部観光誘致促進課海外プロモーション班 担当：大槻・高山・石井

E-mail: tourism@mz.pref.chiba.lg.jp

TEL: 043-223-2418 FAX: 043-225-7345